

令和2年度以降学部入学者用(留学生を除く) **継続者**

令和6年度【第1学期分】

高等教育の修学支援新制度に基づく 授業料減免の継続申請について

日本学生支援機構給付奨学生は、支援区分に応じて授業料が減免されます。授業料の減免継続を申請する学生は、下記提出書類を必ず提出してください。

【令和6年度からの変更点】

令和6年度から学部生(留学生を除く)を対象とした日本学生支援機構給付奨学金の支援対象が拡充します。これまで3段階の支援区分だったところ、世帯年収600万円程度までの多子世帯(扶養する子どもの人数が3人以上である世帯)を対象として、新たに第IV区分(減免額:1/4免除)が新設されます。

提出書類

次により申請書類を提出してください。

★ 提出された申請書類は一切返却いたしません。必要であれば各自コピーを取っておいてください。

☆ 提出後申請内容に変更があった場合は、すみやかに申し出てください。

	提出書類	留意事項
1	「大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書(A様式2)」	申請者本人が記入してください。 <u>※令和6年4月1日現在の学年を記入してください。</u> 日本学生支援機構給付奨学金に既に採用になっている方は、「A様式2」を提出してください。
2	日本学生支援機構から送付された給付奨学金の奨学生証(写)	奨学生証を紛失した場合は、スカラネット・パーソナルの「詳細情報」を印刷して提出。
3	返信用封筒(84円切手貼付)	長形3号の返信用封筒に、住所・宛名(申請者本人)を明記のうえ、84円切手を貼付してください(特別な事情がある場合は父母等の住所でも可)。

【注意事項】

授業料減免の申請者は、減免の許可又は不許可の決定通知があるまで授業料の納付が猶予されます。従って、その間授業料を納付しないでください(授業料減免申請後に納付した場合は、授業料減免の申請が無効となります)。

申請期限

(在学生) 令和6年3月28日(木) 17時まで

★ 申請期限以降は、受付できません(ただし、申請者の怪我や病気・学資負担者の死亡・風水害等の特別な事情が起きた場合は相談してください)。

上記の場合には、担当窓口の指定する期日まで申請期限を延長する場合があります。

★ 大学では、学生各位への周知は教務情報システム(KULAS)を使っています。授業料減免の申請についても、KULASで周知するため、KULASのお知らせ一覧は必ず確認するようにしてください。

※授業料減免申請書類申請期限年間予定（在学生）★授業料減免申請は学期ごとに行う必要があります。

区分	申請書類申請期限
第1学期分	3月下旬【今回は28日(木)】
第2学期分	9月下旬

提出先

● 朝倉キャンパス	学生支援課 経済支援係（授業料減免担当）	● 〒780-8520 高知市曙町二丁目5番1号
		◇ TEL 088-844-8146 ◇ FAX 088-840-4134
● 岡豊キャンパス	学生課 学生支援係（授業料減免担当）	● 〒783-8505 南国市岡豊町小蓮
		◇ TEL 088-880-2268 ◇ FAX 088-880-2264
● 物部キャンパス	物部総務課 学務室 学生支援係（授業料減免担当）	● 〒783-8502 南国市物部乙200
		◇ TEL 088-864-5217 ◇ FAX 088-864-5134

提出方法

提出先窓口への持参、又は郵送

郵送申請の場合の注意事項

◎郵送で提出される際は、**簡易書留郵便等の配達の追跡確認ができる郵便で送付**ください。

◎普通郵便で送付され、郵便事故等により書類を受け取ることができなかった場合は授業料減免の申請を受理することができません。

◎不備書類に特に注意してください。不備書類があり、担当者からの連絡に応じない場合は、審査対象となりません。

減免決定の時期及び通知方法

1. 決定時期

7月下旬（予定）

2. 結果通知方法

減免の可否（全額免除・2/3免除・1/3免除・1/4免除・不許可）は、提出してもらった返信用封筒により郵送で通知します。※選考終了後に結果通知を郵送したことを、**教務情報システム(KULAS)のお知らせ一覧**でお知らせします。

授業料の納入方法

一部免除又は不許可となった方は、決定通知の日から起算して21日以内に所定の額を納入しなければなりません。納入方法を確認のうえ、減免されなかった授業料をすみやかに納付してください。口座引き落としの方は、口座へ所定の額を入金しておいてください。（26日が引落日、土・日の場合は月曜日）

授業料納入等に関する窓口： 経理室 出納係【088-844-8125】

許可の取り消し

授業料の減免を許可された後でも、申請書類の記載事項に虚偽の事項が判明した場合は、許可が取り消しとなり、減免分の全額を直ちに納付しなければなりません。

日本学生支援機構給付奨学金（原則、返還不要の奨学金）にすでに採用されている方用

A 様式 2

学籍番号

氏名

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

年 月 日

高知大学長 殿

私は貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、高知大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が高知大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ				入学年月	年 月 入学
	氏名					
	生年月日	(西暦)	年	月	日生	(歳)
	現住所	〒	—	都道府県	市区町村	
	連絡先	本人 (携帯)		生計 維持者 (電話番号)		<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> ()
	所属学部 ・学科等				学籍番号	
	学 年		昼間・夜間の別	■昼（昼夜開講を含む） <input type="checkbox"/> 夜		
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報					
給付奨学金の奨学生番号						

※ 日本学生支援機構の給付型奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、申請前に必ず下記の担当窓口まで問い合わせてください。

※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

担当窓口・提出先（朝倉キャンパス）学生支援課経済支援係	TEL088-844-8146
（岡豊キャンパス）学生課学生支援係	TEL088-880-2268
（物部キャンパス）物部総務課学務室学生支援係	TEL088-864-5217